

○九州地方整備局告示第六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日

九州地方整備局長 小平田 浩司

第1 起業者の名称 長崎県

第2 事業の種類

- 1 県道諫早外環状線改築工事（諫早南バイパス線・長崎県諫早市長野町地内から同市小川町地内及び同市小船越町地内から同市貝津町地内まで）並びにこれに伴う附帯工事及び一般国道付替工事
- 2 県道諫早外環状線改築工事（川床長野線・長崎県諫早市川床町地内から同市長野町地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び県道付替工事

第3 起業地

- 1 第2の1に係る事業
 - (1) 収用の部分 長崎県諫早市長野町、川床町、小川町、小船越町及び貝津町地内
 - (2) 使用の部分 長崎県諫早市長野町、川床町、小川町、小船越町及び貝津町地内
- 2 第2の2に係る事業
 - (1) 収用の部分 長崎県諫早市長野町、川床町及び鷺崎町地内
 - (2) 使用の部分 長崎県諫早市長野町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

申請に係る事業は、長崎県諫早市長野町地内の長野インターチェンジ（以下「インターチェンジ」は「IC」という。）（仮称）から同市貝津町地内の高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線（以下「長崎自動車道」という。）諫早ICまでの延長約7.3kmの区間（以下「本件専道区間」という。）における「県道諫早外環状線改築工事（諫早南バイパス線）並びにこれに伴う附帯工事及び一般国道付替工事」（以下「本件専道事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件専道事業のうち、「県道諫早外環状線改築工事（諫早南バイパス線）」（以下「本件専道事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第

180号) 第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体自専道事業の施行により遮断される一般国道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体自専道事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

(2) 第2の2に係る事業

申請に係る事業は、長崎県諫早市川床町から同市長野町までの延長約0.6kmの区間(以下「本件一般道区間」という。)における「県道諫早外環状線改築工事(川床長野線)並びにこれに伴う一般国道及び県道付替工事」(以下「本件一般道事業」という。)である。

本件一般道事業のうち、「県道諫早外環状線改築工事(川床長野線)」(以下「本体一般道事業」という。)及び本体一般道事業の施行により遮断される県道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体一般道事業の施行により遮断される一般国道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件自専道事業及び本件一般道事業(以下両事業をあわせて「本件事業」という。)は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である長崎県は、既に本件事業を開始していること、本件自専道区間及び本件一般道区間(以下両区間をあわせて「本件区間」という。)は、道路法第7条の規定に基づき長崎県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により長崎県が道路管理者となることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

県道諫早外環状線(以下「本路線」という。)は、長崎県諫早市破籠井町の一般国道34号との接続点を起点とし、同市貝津町地内の長崎自動車道諫早ICに至る延長約14.6kmの環状道路である。

本路線が計画されている諫早市は、東は有明海、西は大村湾、南は橘湾と三方が海に面した長崎県南部の中央に位置し、長崎・島原・西彼杵の各半島の結節部にあり、古くから交通の要衝として栄えている。

しかしながら、本件区間に対応する諫早市有喜町と同市東小路町を結ぶ県道有喜本諫早停車場線及び諫早市宇都町と同市飯盛町を結ぶ県道諫早飯盛線(以下これらを「現道」という。)は、諫早市の中心市街地を南北に通過し、沿道には市役所などの文教公共施設、商店街等が連たん・集積

しているため地域内交通が多く、また、農産物の出荷のための通行ルート
を担うなど通過交通も多く発生しており、地域内交通と通過交通がふくそ
うすることから、慢性的な交通混雑が発生し、主要幹線道路としての機能
が損なわれている。

平成 22 年度道路交通センサスによると、現道の県道有喜本諫早停車場
線の自動車交通量は諫早市幸町地内で 14,738 台/12h、また、平成 27 年 2
月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の県道諫早飯盛線の自動
車交通量は、諫早市宇都町地内で 18,730 台/12h であり、それぞれ混雑度
は 1.79、1.64 となっている。

このような状況に対処するため、環状道路として通過交通の流入抑
制と分散導入を図ることにより、諫早市中心部の交通混雑を緩和す
ることを目的とし、本体専道事業及び本体一般道事業（以下、両事業
をあわせて「本体事業」という。）が計画されたものであり、本件事業の
完成により、本件区間が現道の通過交通等を転換することから、諫早市中
心部における交通混雑の緩和が図られるなど円滑な交通の確保に寄与す
ることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存
すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響
評価法(平成 9 年法律第 81 号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事
業であるが、起業者が任意で平成 21 年 10 月に環境影響評価を実施して
おり、その結果によると、大気質、振動及び騒音については環境基準等
を満足するとの結果を得ている。その後、道路構造及び線形等の変更、
環境影響評価以降に得られた知見等を踏まえて、平成 25 年 3 月から平成
27 年 3 月にかけて環境影響評価法等に準じて、起業者が任意で環境影響
評価の照査を実施したところ、大気質及び振動については、環境基準等
を満足するものと評価されている。また、騒音については、環境基準を
超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると
評価されている。なお、工事施工期間中における振動は、環境基準を満
足するとされている。騒音及び粉じんについては、環境基準等を超える
値が見られるものの、騒音については、防音シートの設置により環境基
準を満足するとされている。また、粉じんは、工事用車両のタイヤ洗浄
により環境保全目標を満足するものとされている。

上記の調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地に
おいて、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として
掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカス
ミサンショウオ、メダカ、タケノコカワニナ及びマシジミその他これら
の分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に
「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶
滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ及びキンランその他これら

の分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外については、保全措置の実施により影響が回避・低減されるものと予測されている。

主な保全措置として、カスミサンショウオについては、改変区域で確認された場合は、専門家の指導及び助言を得ながら同様の生息環境である工事箇所周辺の池や水田に移動するなどの措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、長崎県埋蔵文化財センターの了解を得、既に工事を行っている。なお、工事施工中に遺跡や埋蔵文化財が発見された場合には、専門家の指導助言を受け必要な保全措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とするものであり、本体自専道事業は、長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年長崎県条例第81号)(以下「県条例」という。)による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を、本体一般道事業は、県条例による第3種第2級の規格に基づく2車線の一般道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体自専道事業の事業計画は、平成22年11月24日に都市計画決定され、平成27年3月27日及び平成28年12月27日に変更決定された都市計画と、本体一般道事業における事業計画は、平成28年12月27日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに一般国道及び県道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、諫早市長より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 長崎県諫早市役所